

市県民税、介護保険料、 国民健康保険税の 納付額をお知らせします。

通知書をお送りしますのでご確認ください。

市民税・県民税

納税通知書は、6月13日（月）に発送します
普通徴収の初回（第1期）の納期限は、6月30日（木）です

市県民税は、毎年1月1日現在
に住所のある自治体に納めていた
だく税金です。

安来市では、事業所などから提
出された給与支払報告書や、個人
で申告いただいた内容をもとに、
令和4年度の税額を決定していま
す。なお、新型コロナウイルス感
染症の影響等により、申告所得税
及び復興所得税の申告が遅れた人
につきましては、当初にお送りす
る通知書に申告の内容が反映され
ておらず、7月以降に税額の変更
通知書を送付する場合があります
ので、ご了承ください。

【問い合わせ】



税金は、私たちの暮らしや将来を担う子どもたちを支えています。（写真はイメージです）

・課税について 税務課市民税係

☎ 23・3040

・納税について 税務課収納係

☎ 23・3043

介護保険料

決定通知書は、6月中旬に発送します
普通徴収の初回（第1期）の納期限は、6月30日（木）です

介護保険料は、被保険者（本人）
や世帯員の課税状況に応じて、11
段階に区分されます。令和4年度
の介護保険料は左表のとおりで
す。

納付方法は、原則、特別徴収（年
金からの引き去り）ですが、受給
している年金額等により普通徴収
（納付書による納付、口座振替）
になる場合があります。普通徴収
の人は年10期に分けてお支払い
いただきます。

なお、特別徴収の人は、10月以
降の年金からの引き去り額が記載
されています（4～8月引き去り

額は4月にお知らせしていま
す。

詳しくは、通知書に同封の保
険料の「見方」をご覧ください。

【問い合わせ】介護保険課

☎ 23・3293



保険料は、所得に応じて
11段階あります

所得段階	保険料（年額）
第1段階	18,900円（注）
第2段階	34,020円（注）
第3段階	52,920円（注）
第4段階	68,040円
第5段階	75,600円
第6段階	90,720円
第7段階	94,500円
第8段階	98,280円
第9段階	102,060円
第10段階	113,400円
第11段階	128,520円

（注）低所得者の保険料軽減実施に伴い、
第1～3段階の保険料が減額となっ
ています。



国民健康保険税

納付方法

保険税の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

① 特別徴収

支給される公的年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただく方法です。納付月は偶数月になります。

※特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望する世帯主は、税務課へお申し出ください。
 ※世帯主が75歳に到達する年など特別徴収の実施要件を満たさない年は、普通徴収となります。

② 普通徴収

納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収に該当しない人が対象です。納付月は6月～3月になります。

納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

擬制世帯主世帯の場合、世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含めません。ただし、軽減判定をする際は、その所得を含めて計

算を行います。

国民健康保険税の軽減

(7割・5割・2割減額)

世帯内国民健康保険加入者の前年の所得金額の合計(擬制世帯主を含む)が一定以下の場合、下表の②均等割額と③平等割額を軽減します。(所得申告がない場合、軽減の対象外となる場合があります)
 ※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得額から15万円を控除した額で軽減判定をします。

子どもに係る国民健康保険税均等割額の軽減

世帯の未就学児(6歳に達する以後の最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等割額について、その5割が軽減されます。

後期高齢者医療制度創設による経過制度

75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移ったことで、国民健康保険税の負担が急増しないよう、一定期間、次のように扱います。

- ① 国民健康保険税の軽減(7・5・2割軽減) 所得を計算する際、後期高齢者医療制度に移った人も含

納税通知書は、6月13日(月)に発送します
 普通徴収の初回(第1期)の納期限は、6月30日(木)です

めて軽減判定を行います。世帯構成や世帯所得が変わらない場合、それまでと同様の軽減が受けられます。

- ② 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったことで、国民健康保険世帯が単身世帯となった場合、移行後5年目まで平等割が半額に軽減されます。さらに6～8年目は、平等割が4分の3に軽減されます。

- ③ 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移ったことで、その被扶養者が国民健康保険に加入した場合(加入の時点で65歳以上75歳未満の人(旧被扶養者))は、申請することで次の減免が受けられます。

- ・旧被扶養者の所得割が当面の間課税されません。
- ・旧被扶養者の均等割が2年間半額に軽減されます。

- ・加入者が旧被扶養者のみの場合は、平等割が2年間半額に軽減されます。※社会保険(会社の健康保険)等が交付する資格喪失証明書をお持ちの上、国民健康保険加入手続きの際に申請ください。

【問い合わせ】
 ・課税について 税務課市民税係

- ☎ 23-3040
- ・納税について 税務課収納係
- ☎ 23-3043
- ・資格について 保険年金課
- ☎ 23-3084

算定区分	税率(額)			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	8.61%	2.11%	2.16%	加入者の前年の所得に応じ算定(令和3年中の所得-43万円)×所得割税率
②均等割	29,600円	7,530円	9,760円	加入者一人あたり
③平等割	21,190円	5,390円	4,540円	一世帯あたり
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分のそれぞれ①～③の合計。介護保険分は40～64歳の人のみ適用。令和4年度は前年度からの税率の変更はありません。			
課税限度額	65万円	20万円	17万円	年税額の最高限度額

